

## 「教育は国家百年の計」というが――。

ITUCミャンマー事務所・所長 中嶋 滋

### 蔓延する児童労働

ヤンゴンやマンダレーの街を歩けば、あらゆるところで児童労働に気づかされる。まさに「蔓延している」のだ。ミャンマーが抱える最も深刻な問題の1つである。昨年末、ミャンマー政府は、最悪の形態の児童労働を即時に撤廃することを目指すILO182号条約を批准した。大きな前進である。これは、テインセイン政権による、国軍と少数民族との武力紛争の中での少年兵問題が国際的な非難を浴びてきたことへの、積極的な対応としても評価される。しかし、少年兵問題は象徴的であっても全てではない。ミャンマーの人々の日常生活の中にすっかりとけ込んでしまっただけ前になっていることが、深刻なのだ。

### 義務教育なしの教育制度

この問題は、貧困や教育の問題と直結しており、国家レベルの総合的政策対応が必要であり、その成果も一朝一夕に得られるものではない。貧困問題は、民政移管と民主化推進に伴って欧米の経済制裁解除と外資の直接投資増大による経済成長が雇用拡大と収入増加に結びつけば、比較的早く改善の成果が確認できるかも知れない。しかし、教育の問題は、イギリス植民地時代からの負の遺産というべき側面もあるもので、改善の目途は容易にはたたない。ミャンマーの現在の教育制度は、小学校4年、中学校4年、高校2年、その上に大学という学制で基本が成り立っている。最大の間

題は、小・中学校課程が義務教育でないことである。小学校入学に際して行政からの通知や指導はなく、入学するか否かは100%親の判断に拠っている。入学させないからといって何らの罰を受けるわけでもない。修学途中のドロップアウトについても同様である。ミャンマーでは全教育課程を通じて進級が非常に厳しく、多くの「落第者」が出る。そこに親の貧困問題が絡むと簡単に退学に結びついてしまう。E I - A P (国際教職員労組アジア太平洋地域組織)によれば、小学校課程を修了する子どもは約半数で、中学校課程でも約半数がドロップアウトしてしまうという。落第と貧困とで子どもの4分の1しか他国で義務教育とされる修学課程を修了できないのである。

### 児童労働とのリンク

ドロップアウトした子どもたちのほとんど全てが、親から「進級できなかったのだから、学校は辞めて働け」といわれ、児童労働の世界に入るのである。農村部の場合、多くは家業の農業に従事するというが、中には家事労働者として都市部の富裕層の家庭に雇われる女子もいるという。都市部では、零細な家具工場などに「丁稚奉公」に入ったり、ローカル市場での荷物運びなどの労働につく場合が多いという。道路の補修工事の現場でも多くの子どもたちを見かける。道路際で小さなテーブル・椅子を並べて商売している小食堂の下働きに就いている例も多い。ツテとコネを頼って働く場を探しだし、信じられないような低賃金・悪条件で働くのである。

工場労働者も児童労働と無縁ではない。前号で就労制限年齢に関わる話に触れたが、少なからぬ数の違反労働者がいる。ドロップアウトした13、14歳の子どもが15歳以上の他人になりすまして就労するのである。ちなみにミャンマーでの年齢の数え方は「満」ではなく「数え」である。前号で、聞き取り調査での相手方の表現をそのまま表記して誤解を与えてしまったので、今号では「満」年齢で記す。就労が許される15歳以上の知人の国民登録証を使ってのなりすましの手口がかなり広範に行なわれている。貧困の故の方便だと組合も黙認しているが、社会保障や徴税システムが整備されてくれば、本人確認が容易になり、他人になりすまして就労することが不可能となることは明らかであり、抜本的な対策が求められている。当面、事情を知らず雇入れ、「見習い」と位置づけて6割程度の賃金で働かせる悪辣な使用者の対応を、当事者の雇用を維持しつつ是正させる取り組みをしながら、就労制限年齢遵守を徹底させていかねば、具体的・現実的な児童労働削減の運動は進まない。

## 教育改革は必須の課題

ミャンマーでの教育の柱は、端的にいえば文部省の指示に従って教えられる内容を丸暗記することにあるという。進級テストもどれだけ暗記しているかに焦点が据えられていて、覚えていなければ落第ということになる。小・中学校課程を修了して2年間の高校課程に進み、その卒業時に高校卒業認定試験が全国一斉一律に行なわれる。この試験が大学入学試験としての意味を持つ。この国には大学入試はない。高卒認定試験の結果によって全てが決まる。例えば、この試験で全国1位から500位に入らないと医科大学に入学することはできない。どの大学に入るかもこの試験の成績を基本に文部省が決めるという。

日本を含め多くの国の義務教育は9年制であるが、この国では8年制でしかも義務制ではない。

この問題点の解決を含めた改革が早急になされねばならない。教育内容の改革の必要性も論を俟たない。制度も運営も全て中央集権的で一切の権限が文部省に握られている。この状況を変革していくためには、全ての教育労働者の英知の結集が必要とされ、それを組織的に展開しうる教育労働者の結社の自由をはじめとした諸権利の効果的保障が不可欠である。現在までのところ、その面の進展は満足いくものではない。

労働組合結成の動きは、6大学で教員組合（teachers association）が結成されたが、拠点の1つであるM大学の組合委員長が僻地の大学に移動させられたことも影響して、進展していない。小・中・高校の教師の組織化の動きも鈍く、現在のところ1つも結成されていない。ILO、UNESCO、EI、ITUCが合同で、教員の地位に関するILO/UNESCO合同勧告や中核的労働基準をテーマにセミナーを開催するなどして、ミャンマー社会と政府に理解を広める活動を展開している。小・中学校教員の賃金は日本円で6～7,000円程度でダブル・トリプルジョブを持たねば暮らせない状況にある。多くの教師が塾教師や家庭教師などに就き、それが親の貧富によって学力格差がついてしまう原因の1つになっている状況もあり、問題は深刻化し拡大している。

合同勧告にあるように、良質な教育の持続的提供には、教師に適切な水準の労働条件が確保され、結社の自由をはじめ諸権利が保障され、教育内容について自由に意見反映できなければならない。その実現を目指して、地道な活動が求められている。



床が土間の学校で学ぶ子ども